令和７年自転車指導啓発重点地区

【麻生警察署】

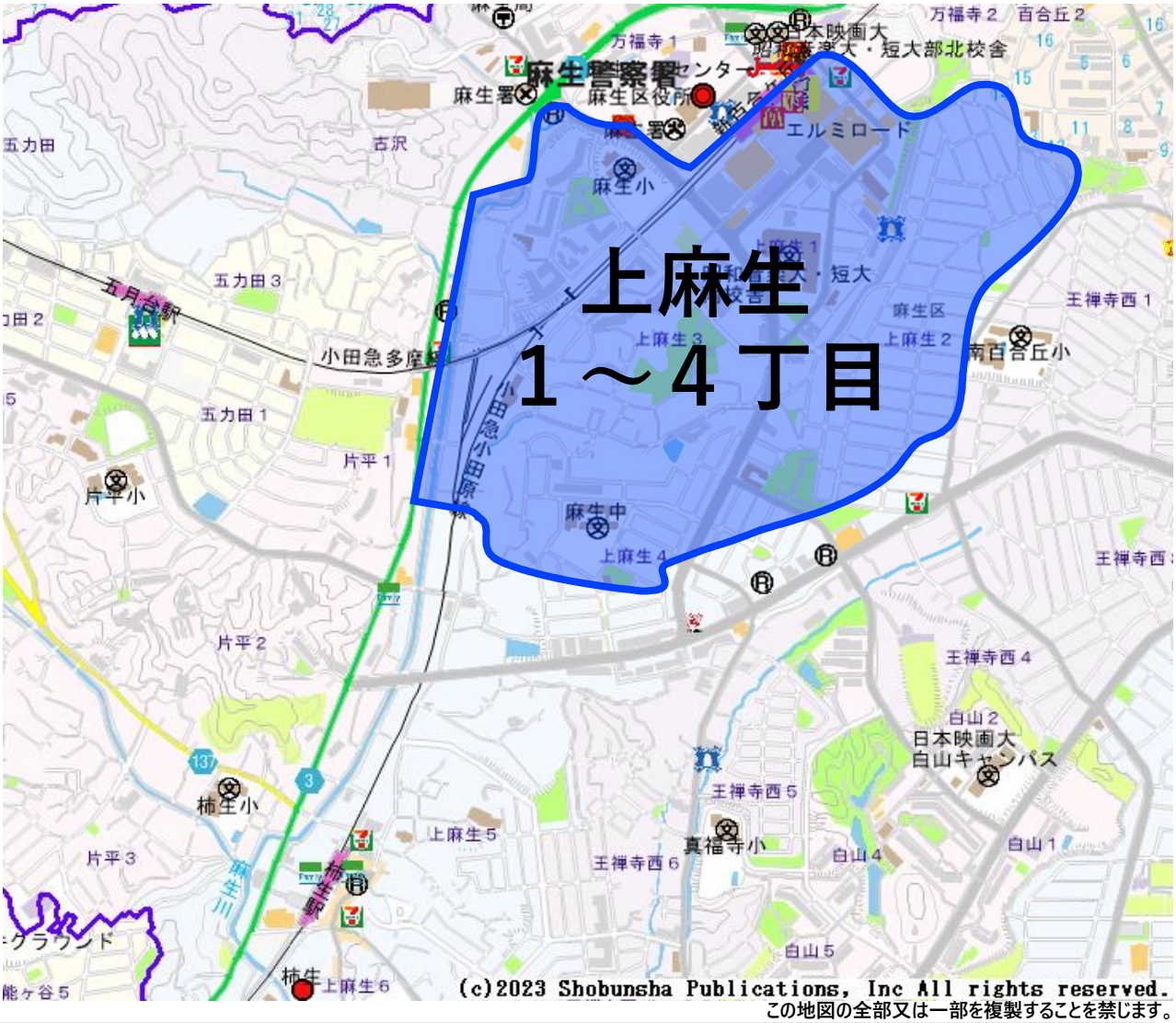

この地図の全部又は一部を複製することを禁じます。

上麻生１～４丁目

【選定理由】

・　上麻生１丁目付近

上麻生１丁目の小田急線新百合ヶ丘駅付近には、公的機関・企業・学校・商業施設等が数多くあり、自転車駐輪場も区内で一番集中していることから、通勤・通学、買物等での自転車利用者が非常に多く、歩道通行等をする自転車が目立つ。

・　上麻生２～４丁目付近

上麻生２～４丁目は住宅街で、住人が通勤・通学、買物等で自転車を利用する者が多い。また、同地域は道路幅員が狭く、傾斜地のため、危険を伴う。

・　**自転車利用者のルール違反やマナーについての要望多数**

重点地区で、よく見られる

『自転車利用者の違反』

形態について・・・

○　**歩道での歩行者妨害等**
○　**携帯電話等を使用しながらの運転**
○　**一時不停止**
○　**通行禁止　等**

★ 自転車を運転する人は次の点に気を付けましょう！★

1　歩道は、歩行者優先！

自転車が通行できる歩道でも、**車道寄りをすぐに止まれるスピード**で走行し、歩行者が立ち止まったり、避けなければならない時は**一時停止**をしましょう。

2　ながらスマホ厳罰化！

ながら運転は片手運転になることで、**周りの危険を発見することができず**、重大な交通事故につながるため大変危険であり、令和６年11月１日から厳罰化されました！絶対にやめましょう！

3　「止まれ」では確実に一時停止を！

一時停止場所や見通しの悪い交差点では必ず一時停止しましょう。